

農村公園等施設維持管理業務仕様書

1 目的

この仕様書は、高松市岡の上農村公園ほか14施設の指定管理者が行う業務の内容等を定めることを目的とするものです。

2 対象施設の概要

6(5ページ～17ページ)に記載のとおり。なお、各種図面及び台帳等については、高松市農林水産課での閲覧とします。

3 業務の内容

(1) 維持管理業務

ア 基本方針

- (ア) 各種施設等の位置、及び特性を十分に把握し、その機能を正常に保持することに努めること。
- (イ) 施設利用者の快適で安全な利用の確保を図ることを念頭に置き、適正な維持管理に努めること。
- (ウ) 施設の維持管理は、できる限り指定管理者自らが行うものとするが、やむを得ない理由によりその一部を委託等により第三者に行わせる場合は、事前に市の承認を受けた後に行い、その作業内容の掌握と作業完了の確認を必ず行うこと。
- (エ) 施設・設備は常に正常な状態に保持することを心がけ、日常的・定期的に保守点検を行い、必要に応じて修繕等を行うこと。また、1件当たり20万円以下の修繕については、指定管理者の費用負担において実施すること。大規模な修繕が必要なときは、速やかに市に相談・連絡すること。

イ 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。

(ア) 樹木・植栽帯等管理業務

a 業務遂行上の注意事項

- (a) 剪定、芝刈、病害虫駆除、施肥、枯損木撤去、花壇管理、除草、清掃、灌水等の作業は、適切な時期や方法を選んで実施すること。
- (b) (a)の作業を実施する際は、必要に応じて作業エリアをバリケード等で囲うなど、施設利用者の安全を確保すること。
- (c) 除草剤の使用は、できる限り使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合は、事前に農林水産課に連絡するとともに、使用する薬剤の使用基準を厳守して行うこととし、散布の際は施設利用者等に周知するなど十分な安全措置を講じること。

b 管理の基準

(a) 樹木管理

i 樹木剪定に当たっては、次の事項に留意すること。なお、通常管理とは異なる樹木剪定を行う場合は、事前に農林水産課と協議すること。

- ① 基本剪定は、自然樹形を保つことを原則とすること。
- ② 腐れや不定芽の原因となる「ぶつ切り」は行わないこと。
- ③ 下枝の枯死を防ぐよう上方を強く、下方を弱く剪定すること。
- ④ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう「切返し」等の手法を用いること。
- ⑤ 強剪定する場合は、樹形のバランスを考えて「枝おろし」、「枝透かし」等の手法を用いること。
- ⑥ 枯枝、病気の枝、通行等の障害となる枝等を主として剪定すること。
- ⑦ 剪定枝の処分については、チップ化、堆肥化又は産業廃棄物処理をするなど適正に行うこと。

ii 植栽帯（中・低木）の手入れについては、「切詰め」、「中透かし」等により行うこと。

iii 施肥は、樹木の特性や施肥の種類を配慮して効果的な方法で行うこと。

iv 病害虫駆除及び防除

- ① 病害虫発生の早期発見に努め、剪定、捕殺等の方法を採用することによる駆除等に努め、できる限り薬剤を使用しないよう努めること。
- ② やむを得ず薬剤を使用する場合は、農薬取締法等を遵守するとともに使用量を最小限にとどめること。
- ③ 薬剤散布に際しては、施設利用者等に事前に周知するなど、健康被害の防止に十分配慮すること。

(b) 芝生管理

- i 刈込みは、刈残しやムラのないよう均一に行うこと。
- ii 除草は、芝生を傷めないよう注意して行うこと。
- iii 必要に応じて目土入れや補植を行うこと。

(c) 花壇管理

花壇については、花の品種等を工夫するなど、可能な限り植え付けを行い、適正に管理すること。

(d) 水面及び池周辺管理

池については、水面及び池周辺の水草の撤去や草刈等を可能な限り行い、景観等を考慮し、適正に管理すること。

(イ) 管理業務

a 業務遂行上の注意事項

- (a) 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう施設の適切な管理に努めること。
- (b) 設備の故障等による緊急時には、迅速に対応できる体制を確保すること。
- (c) 補修等を行う場合は、施設利用者等の安全確保に万全を期すること。

b 管理の基準

(a) 清掃及び除草

- i 通常の清掃のほか必要に応じ側溝の清掃及び除草等を行うこと。
- ii ゴミの分別を行うこと（産業廃棄物を処分する場合は、収集業者に当該産業廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票を必ず交付すること。）。

(b) 排水設備については、定期的に土砂等の堆積物を除去し性能維持に努めること。

(c) 便所清掃等

- i 利用者の利便性に配慮し、作業を行うこと。
- ii 利用者に不快感を与えないよう常に清潔な状態に保つとともに、トイレットペーパー等の必要な消耗品を備えておくこと。

(d) 浄化槽については、定期的に保守点検を実施し、適宜汚泥の抜き取り等を行うこと。

(e) 遊具については、日常の点検のほか、専門業者による点検を年1回以上実施すること。

(f) (a)～(e)以外の施設・設備・構造物等についても、適切な手段により管理すること。

4 備品等の帰属等

(1) 指定管理業務を実施するに当たり、現に設置している農林水産課所有の備品等については、無償貸与します。

(2) 指定管理者が指定管理料で新たに備品を購入する場合は、あらかじめ農林水産課と協議してください。

(3) 備品の管理は、物品取扱責任者を置き適正に行ってください。

(4) 備品の亡失、損傷等があった場合は、速やかに農林水産課に報告してください。

(5) (2)により購入した備品であって市に帰属するものについては、指定期間終了の日までに市に引渡してください。

5 その他の基準

(1) 基本方針

指定管理者は、施設利用者等の安全・安心の確保と、施設の適正な保全管理を業務運営の基本とし、施設の設置目的を実現し、かつ、施設の効用を最大限発揮させるため、指定管理業務を効果的かつ効率的に実施しなければなりません。

(2) 指定管理業務の包括的な再委託及び譲渡の禁止

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に委託し、請け負わせ、譲渡し、又は継承させることはできません。ただし、指定管理業務の一部について、事前に市の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 関係法令、条例等の遵守

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たっては、次に掲げる法令及び条例等を遵守しなければなりません。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政

令第16号)

イ 高松市農村公園条例（平成17年高松市条例第192号）及び高松市農村公園条例施行規則（平成18年高松市規則第30号）

ウ 高松市行政手続条例（平成8年高松市条例第4号）第2章（申請に対する処分）、第3章（不利益処分）及び同条例施行規則

エ その他労働基準法などの関係法令、条例、高松市指定管理者制度運用基本指針（ホームページに掲載しています。）等

(4) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第2項の規定に基づき、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置として定める「個人情報取扱特記事項」を締結し、遵守しなければなりません。

(5) 情報公開

指定管理者は、指定管理業務の遂行のために作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録等で指定管理者が管理しているものの公開に関し、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）を参考として、情報公開規程等を定めなければなりません。また、同規程等を定めようとするときは、その内容について、あらかじめ市と協議し、承認を得なければなりません。

(6) 文書の保存及び管理

指定管理者は、指定管理業務の遂行のために作成し、又は取得した文書等については、高松市公文書等の管理に関する条例（平成25年高松市条例第2号）等を参考として、文書管理に関する規程等を定め、当該条例等で定める期間は、当該文書等を適正に保存及び管理しなければなりません。

(7) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務の遂行において、知り得た内容を第三者に漏らし、自己の利益のために使用してはなりません。

(8) 利用者指導の公平性・透明性の確保

指定管理者が行う施設の利用者等に対する指導は、高松市行政手続条例（平成8年条例第4号）第4章（行政指導）の規定に準じて取り扱わなければなりません。

(9) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たっては、高松市環境方針に基づき、次のような環境への配慮に留意しなければなりません。

ア 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては、資源の有効活用を図るとともに適正処理を行うこと。

イ 電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。

ウ 化学物質、感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故

を防止に努めること。

(10) 実績報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後に指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出しなければなりません。また、必要に応じ、指定管理者自身の事業実績報告書その他必要と認める書類の提出及び説明を求めることがあります。

(11) 事業計画書及び収支予算書の提出

指定管理者は、毎会計年度9月末までに、事前に市と十分調整を図り、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市に提出しなければなりません。

(12) 災害時における対応

指定管理者は、指定期間中、災害等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対してその内容を通報しなければなりません。

なお、指定管理者は、あらかじめ災害時等における緊急連絡網を作成し、市に報告するほか、災害時等に市から避難所等運営の支援について要請があった場合は、市に協力するものとします。

6 各施設の概要

(1) 高松市岡の上農村公園

名称	高松市岡の上農村公園		
所在地	高松市香川町浅野6 1 番地 3		
設置年月日	平成3年		
設置の経緯	住民の生活と密着した関係を持つ農業生産基盤整備のほ場整備実施地区内等で、用地確保を行い、交通条件及び集落住民が常に利用しやすく、管理しやすい場所を選定し、農村在住者の憩いの場として気軽に利用できる小規模な休養場所と児童の遊具を備えた農村公園を整備した。		
供用面積	351㎡		
主な施設・設備等	遊具施設	シーソー 滑り台 砂場 動物遊具	1基 1基 1箇所 1基
	休憩施設	パーゴラ 擬木ベンチ テーブル付ベンチ	1基 3基 1基

	便益施設	便所（汲取り）	1箇所
		手洗い	2箇所
	その他	フェンス	L=68.4m
		ベンチフリーム	L=65.7m
		看板	2基
		防犯灯	1基
		車止め	1基
		ロッカー	1基
備考	水道、電気		

(2) 高松市伽羅土農村公園

名称	高松市伽羅土農村公園		
所在地	高松市香川町浅野1302番地1		
設置年月日	昭和62年		
設置の経緯	住民の生活と密着した関係を持つ農業生産基盤整備のほ場整備実施地区内等で、用地確保を行い、交通条件及び集落住民が常に利用しやすく、管理しやすい場所を選定し、農村在住者の憩いの場として気軽に利用できる小規模な休養場所と児童の遊具を備えた農村公園を整備した。		
供用面積	1,650㎡		
主な施設・設備等	遊具施設	滑り台	1基
		ブランコ	1基
		砂場	1基
	休憩施設	パーゴラ	1基
		擬木水飲み	1基
		擬木半丸太ベンチ	11基
		擬木テーブルセット	1セット
		テーブルセット（石製）	1セット
	便益施設	便所（汲取り）	1箇所
		手洗い	2箇所
	その他	フェンス	L=86m
		ベンチフリーム	L=184m
看板		4基	
防犯灯		2基	
集水桝		1箇所	

		車止め	3基
		ロッカー	1基
備考	水道、電気 防火水槽（管理対象外）		

(3) 高松市宮の前農村公園

名称	高松市宮の前農村公園		
所在地	高松市香川町浅野2080番地5		
設置年月日	平成3年		
設置の経緯	住民の生活と密着した関係を持つ農業生産基盤整備のほ場整備実施地区内等で、用地確保を行い、交通条件及び集落住民が常に利用しやすく、管理しやすい場所を選定し、農村在住者の憩いの場として気軽に利用できる小規模な休養場所と児童の遊具を備えた農村公園を整備した。		
供用面積	434㎡		
主な施設・設備等	遊具施設	滑り台	1基
		シーソー	1基
		砂場	1基
		動物遊具	1基
	休憩施設	パーゴラ	1基
	擬木半丸太ベンチ	3基	
	テーブル付ベンチ	1基	
便益施設	便所（汲取り）	1箇所	
	手洗い	2箇所	
その他	フェンス	L=95.9m	
	ベンチフリューム	L=74m	
	看板	2基	
	ゴミ箱	3基	
	車止め	1基	
	ロッカー	1基	
備考	水道、電気		

(4) 高松市流田農村公園

名称	高松市流田農村公園		
所在地	高松市香川町川内原 1 3 4 0 番地 2		
設置年月日	平成 3 年		
設置の経緯	住民の生活と密着した関係を持つ農業生産基盤整備のほ場整備実施地区内等で、用地確保を行い、交通条件及び集落住民が常に利用しやすく、管理しやすい場所を選定し、農村在住者の憩いの場として気軽に利用できる小規模な休養場所と児童の遊具を備えた農村公園を整備した。		
供用面積	5 4 3 m ²		
主な施設・設備等	遊具施設	滑り台	1 基
		ブランコ	1 基
		砂場	1 基
		鉄棒	1 基
動物遊具		1 基	
休憩施設	パーゴラ	1 基	
	擬木半丸太ベンチ	7 基	
	テーブル付ベンチ	1 基	
便益施設	便所（汲取り）	1 箇所	
	手洗い	2 箇所	
その他	フェンス	L=110m	
	ベンチフリューム	L=61m	
	看板	2 基	
	防犯灯	3 基	
	ゴミ箱	3 基	
	車止め	3 基	
	ロッカー	1 基	
備考	水道、電気		

(5) 高松市光栄農村公園

名称	高松市光栄農村公園		
所在地	高松市香川町川内原 2 2 0 3 番地		
設置年月日	平成 8 年		

設置の経緯	平成2年から実施した中山間地域農村活性化総合整備事業の生活環境基盤整備事業である農村公園施設整備を活用し、既存のため池を利用した公園整備により水辺散策道を整備し、都市と農村の交流を図った。	
供用面積	510㎡	
施設・設備等	遊具施設	なし
	休憩施設	東屋 1基
	便益施設	なし
	その他	フェンス L=26m 看板 2基 ゴミ箱 1基
備考	(水道なし、電気なし)	

(6) 高松市田渡池自然公園

名称	高松市田渡池自然公園	
所在地	高松市香川町川東上201番地	
設置年月日	平成6年	
設置の経緯	田渡池は、清らかな水と周辺の緑に恵まれており、この豊かな自然環境を生かし、池と周辺を利用した公園を整備して地域住民に憩いの場を提供するため、平成4年度から香川県が事業主体となり利活用保全施設整備工事に着手し、堤体を利用した緑地広場や、ため池周辺を利用した遊歩道・展望広場・駐車場の整備を行い、平成6年1月「田渡池自然公園」として完成し、同年12月に香川県より譲与されたものである。	
供用面積	5,200㎡	
施設・設備等	遊具施設	なし
	休憩施設	東屋 1基 (テーブル付ベンチ1基・ベンチ2基)
		展望台 1基 (テーブル付ベンチ1基)
		擬木半丸太ベンチ 3基
便益施設	なし	

	その他	駐車場 遊歩道 L=714m 給水施設 1基 擬木フェンス L=1,039m 看板 4基 照明施設 1基 車止め（擬木） 6基 車止め（アルミ） 2基 ゴミ箱 1基
備考	電気（水道なし）	

(7) 高松市龍満池親水公園

名称	高松市龍満池親水公園	
所在地	高松市香川町川東上 1 8 6 5 番地 1 1	
設置年月日	平成 1 4 年	
設置の経緯	<p>龍満池は、築造以来約 2 5 0 年の間に幾多の改築、補修により維持管理が行われてきたが、近年は、施設の老朽化と周辺の開発等社会情勢の変化に伴うごみや生活排水の流入が水質の悪化をもたらし、農業生産性の低下とともに周辺の環境への影響が懸念されるようになった。そこで、地域用水環境整備事業により、農業水利施設としての保全を行うとともに親水施設として農村地域における水辺環境を整備し、地域住民に安らぎと憩いの場を提供し、効率的な維持管理を図るべく、平成 1 2 年度・1 3 年度に事業実施した。</p>	
供用面積	3, 3 0 0 m ²	
施設・設備等	遊具施設	なし
	休憩施設	東屋 1基
		擬木テーブルセット 1基
	便益施設	便所（浄化槽） 1箇所
手洗い 3箇所		
その他	駐車場 16台 遊歩道 L=240m 親水水路 L=264m 水質浄化施設 1基（停止中）	

		擬木フェンス 看板	L=409.1m 2基
備考	水道、電気 浄化槽：小型合併浄化槽（担体流動浮上濾過方式） 64人槽		

(8) 高松市梅ヶ井農村公園

名称	高松市梅ヶ井農村公園		
所在地	高松市香川町川東下1397番地		
設置年月日	平成3年		
設置の経緯	住民の生活と密着した関係を持つ農業生産基盤整備のほ場整備実施地区内等で、用地確保を行い、交通条件及び集落住民が常に利用しやすく、管理しやすい場所を選定し、農村在住者の憩いの場として気軽に利用できる小規模な休養場所と児童の遊具を備えた農村公園を整備した。		
供用面積	567㎡		
施設・設備等	遊具施設	ジャングルジム	1基
		木製遊具	1基
		砂場	1基
		バスケットゴール	1基
休憩施設	パーゴラ	1基	
	擬木半丸太ベンチ	2基	
	テーブル付ベンチ	1基	
便益施設	便所（汲取り）	1箇所	
	手洗い	2箇所	
その他	フェンス	L=72m	
	ベンチフリューム	L=72m	
	防犯灯	1基	
	看板	2基	
	ゴミ箱	2基	
	車止め	1基	
	ロッカー	1基	
備考	水道、電気 集会所（管理対象外）		

(9) 高松市下谷農村公園

名称	高松市下谷農村公園		
所在地	高松市香川町東谷 6 3 7 番地		
設置年月日	平成 3 年		
設置の経緯	住民の生活と密着した関係を持つ農業生産基盤整備のほ場整備実施地区内等で、用地確保を行い、交通条件及び集落住民が常に利用しやすく、管理しやすい場所を選定し、農村在住者の憩いの場として気軽に利用できる小規模な休養場所と児童の遊具を備えた農村公園を整備した。		
供用面積	4 2 5 m ²		
施設・設備等	遊具施設	シーソー	1 基
		砂場	1 基
	休憩施設	パーゴラ	1 基
		擬木半丸太ベンチ	2 基
		テーブル付ベンチ	1 基
便益施設	便所（汲取り）	1 箇所	
	手洗い	2 箇所	
その他	フェンス	L=78.9m	
	ベンチフリューム	L=32m	
	防犯灯	1 基	
	看板	2 基	
	ゴミ箱	3 基	
	車止め	1 基	
	ロッカー	1 基	
備考	水道、電気 防火水槽（管理対象外）		

(10) 高松市小鷺生原広場

名称	高松市立小鷺生原広場		
所在地	高松市香南町池内 1 0 1 5 番地		
設置年月日	平成 1 8 年 1 月		
設置の経緯	地域住民の健康増進と、ため池用地の有効利用を図るため、ため池を埋立て、平成 1 8 年 1 月に公園として整備をした。		
供用面積	1, 7 0 2 m ²		

施設・設備等	遊具施設	なし
	休憩施設	なし
	便益施設	なし
	その他	フェンス L=83m
備考	(水道なし、電気なし)	

(11) 高松市井原農村公園

名称	高松市井原農村公園	
所在地	高松市香南町西庄891番地1	
設置年月日	平成10年	
設置の経緯	高松市香南町西庄地区に位置し、地域の氏神である井原神社に隣接している。この公園は平成9年度農村総合整備事業(市町村型)によって整備され、周辺住民の健康増進、憩いの場、及び心身の育成の場として整備された。	
供用面積	3,022.73㎡	
施設・設備等	遊具施設	なし
	休憩施設	擬木水飲み 1基
	便益施設	便所(汲取り) 1箇所
		手洗い 2箇所
その他	駐車場 進入路 L=150m フェンス L=76m ソケット式フリューム L=141m 水銀灯 1基 看板 2基 ゴミ箱 2基	
備考	水道、電気	

(12) 高松市大上親水公園

名称	高松市大上親水公園	
所在地	高松市香南町由佐1435番地1	

設置年月日	平成 8 年	
設置の経緯	大上池は、香南町北部地域の灌がい用ため池として、地域農業の振興に貢献している。大上池の公園整備については、農業水利施設としての保全を行い、遊歩道の設置等により、効率的な維持管理を図るとともに、地域住民の快適な生活環境を確保するため、平成 6 年度の水環境整備事業に取り組み平成 8 年度に竣工した。	
供用面積	7, 400㎡	
施設・設備等	遊具施設	なし
	休憩施設	東屋 2 基 ベンチ 14 基 テーブルセット（木製） 1 基
	便益施設	なし
	その他	駐車場 16 台 親水護岸 八つ橋 遊歩道 L=257m 親水水路 L=264m 噴水 1 基（停止中） 機械室 1 棟（停止中） 噴水ポンプ 1 基（停止中） 用水用圧送ポンプ 1 基（停止中） 循環ポンプ 1 基（停止中） 水質浄化施設 1 基（停止中） 擬木フェンス L=153m 防犯灯 8 基 看板 7 基
備考	水道、電気	

(13) 高松市香南中央農村公園

名称	高松市香南中央農村公園
所在地	高松市香南町横井 8 2 3 番地
設置年月日	昭和 57 年

設置の経緯	<p>高松市香南中央農村公園は、香南町のほぼ中央に位置し、周辺には保育所、幼稚園、小学校、中学校と文教施設が集中している。この公園は昭和55年度の農村基盤総合整備事業によって整備され、隣接する農村広場、勤労者体育センターとともに周辺住民の健康増進、憩いの場、及び心身の育成の場として整備された。</p> <p>香南中央農村公園は、その立地上、児童の遊びの場として活用されている。</p>		
供用面積	1, 021㎡		
施設・設備等	遊具施設	ブランコ	1基
		滑り台	1基
		上り棒	1基
		砂場	1基
	休憩施設	パーゴラ	1基
擬木半丸太ベンチ		12基	
テーブル付ベンチ		1基	
擬木水飲み		1基	
便益施設	便所（下水）	1箇所	
	手洗い	1箇所	
その他	フェンス	L=98m	
	看板	1基	
	水銀灯	1基	
	車止め	1基	
備考	水道、電気（支払なし）		

(14) 月見ヶ原公園

名称	月見ヶ原公園	
所在地	高松市香南町横井848番地	
設置の経緯	<p>高松市月見ヶ原公園では、農村地域における生活空間の質的向上を目的に、生活地域用水環境整備事業に取り組み、平成15年4月に玄蕃池の環境整備をした。</p>	
供用面積	6, 319㎡	
施設・設備等	遊具施設	なし
	休憩施設	なし

	便益施設	なし	
	その他	遊歩道	L=約 110m
		擬木橋	L=約 72m
		循環ポンプ	1 基 (停止中)
浮島		1 基 (停止中)	
備考	(水道なし、電気なし)		

(15) 高松市新居宮池親水公園

名称	高松市新居宮池親水公園		
所在地	高松市国分寺町新居 3 3 3 2 番地 1		
設置年月日	平成 8 年		
設置の経緯	<p>新居宮池は、国分寺町新居下中筋に位置し、数百年前に築造されたと伝えられている。以来永きにわたり小掛、大谷、本村地域の水田を潤す農業用のため池であると同時に、自然環境の保全、洪水の調整など重要な役割を担いつつ、その美しい水辺空間は地域住民の憩いの場となって親しまれている。</p> <p>老朽化の進行に伴う全面的な改修と合わせて、静かな水辺空間と周辺の緑を調和させ、ため池の有効利用を図るため、利活用保全施設整備工事・魅力ある農村づくり事業により平成 8 年 3 月に整備を終えた。</p>		
供用面積	9, 760 m ²		
施設・設備等	遊具施設	シーソー	1 基
		スプリング遊具	2 基
		FRPスツール	5 基
	休憩施設	水上展望台	1 基
		木製パーゴラ	1 基
		水飲み	1 基
		擬石灰皿	3 基
		ベンチ	10 基
		テーブルセット	2 基
		サークルベンチ	1 基
便益施設	なし		
その他	駐車場	14 台	
	遊歩道 (自然色舗装、クレイ舗装)		

	遊歩道（インターロッキング舗装） 擬木縁石 擬木縁石（御影） ため池用擬石張ブロック 擬木階段（クヌギ） 親水水路 水質浄化施設 1基（停止中） 植栽灌水施設 1基 デザイン高欄 1基 渡橋 1基 防護柵 L=1,280m 公園灯（防犯灯） 3基 公園灯（フットライト） 14基 擬石車止め 4基 格子フェンス メッシュフェンス 木製太鼓橋 1基 犬のフン看板 2基 その他の看板 4基
備考	水道、電気

各施設共通管理業務の内容（現在の実績）

○塵芥及び産廃の収集、運搬処分等（随時） ○便所清掃・汲取り（適宜） ○浄化槽点検（年4回）・法定点検（年1回） ○除草・清掃（随時） ○花壇管理（随時） ○樹木管理（随時） ○施設修繕（随時） ○遊具点検（年1回）その他の施設点検（年1回） ○池の水面及び池の周辺の管理 ○その他関係法令等による必要な業務
